

湯河原町指定給水装置工事事業者の申請

1 湯河原町指定給水装置工事事業者の申請をするとき

2 申請事項 ————— 湯河原町指定給水装置工事事業者規程第4条

- ① 氏名又は名称
- ② 住所(本店)
- ③ 法人にあっては、代表者の氏名
- ④ 湯河原町町営の給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称及び所在地
(本店も事業を行う場合は本店も含む)
- ⑤ それぞれの事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ⑥ 機械器具の名称、性能及び数
- ⑦ 事業の範囲
- ⑧ 法人にあっては、役員の氏名(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)

3 指定の基準 ————— 湯河原町指定給水装置工事事業者規程第5条

- (1) 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置いていること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有していること。
 - ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ・水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として法第25条の3第1項第3号イに規定する厚生労働省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおよれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4 指定の手続き

(1) 受付

受付場所 ⇨ 湯河原町水道課

手数料 ⇨ 10,000円

＊ この手数料は、審査手数料のため、審査の結果指定を受けることができなかった場合でも原則として還付しません。

受付時期 ⇨ 随時受付

提出書類

- イ 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- ロ 機械器具調書(別表)
- ハ 誓約書(様式第2)
- ニ 住民票の写し (個人)－3月以内に発行されたもの
- ホ 登記簿謄本(法人)－3月以内に発行されたもの
- ヘ 定款又は寄附行為(法人)
- ト 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ＊ 個人－イ、ロ、ハ、ニ、ト(5種類)
- 法人－イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト(6種類)

(※ 指定を受けた日から14日以内－主任技術者選任届出書)

(2) 指定

① 指定の通知、指定工事事業者証の交付

指定の通知を送付し、受付場所において湯河原町水道指定給水装置工事事業者証を交付します。

＊ 湯河原町水道指定給水装置工事事業者証は、紛失又は毀損して再交付を申請した場合、再交付手数料 2,500円がかかります。

申請書類に関する留意事項

申請書等は、申請者が作成するものであり、水道法施行規則の様式にそったものであれば誰が印刷したものでも構いません。（湯河原町水道課でも申請書等を配布します。）

作成の際には、記入はすべて申請者が行い、記載例を参考に不備の無いよう十分に確認のうえ提出してください。

留意事項

共通事項

<日付>

- ・日付は、必ず届出日を記入する。

<申請者>

- ・個人営業の場合、氏名又は名称欄に「〇〇工務店」等の名称を記入し、代表者欄に個人の氏名を記入してください。名称がない場合は、氏名又は名称欄に個人の氏名を記入してください。
- ・印とある書類には、必ず押印してください。
- ・住所は、本店の住所を記入してください。

指定申請書

<電話番号>

- ・申請書空欄に、申請者の電話番号を記入してください。

<役員>

- ・法人のみ記入してください。
- ・登記簿に掲載されている役員を記入してください。（合名・合資会社では、業務執行社員、株式・有限会社では、代表取締役・取締役・監査役となります。）

<事業の範囲>

- ・給水装置工事の事業を行うものであることを確認するものです。
- ・定款又は寄附行為、登記簿上の「目的」を記入してください。

<事業所>

- ・給水区域内で給水装置工事を行う事業所の所在地は、給水区域内である必要はありません。
- ・給水区域内で工事を行う事業所(本店も含む)が複数の場合は、それらの事業所全てを記入してください。3以上ある場合は、様式を適宜追加してください。

機械器具調書

- ・法で定められた4種の機械器具が、各一台以上あるようにしてください。
- ・形式、性能は、記入できる範囲で届け出てください。（電動・エンジン付きの工具については、作業能力又は形式を記入してください。）

指定給水装置工事事業者指定申請書

全て申請者が記入

様

空欄に電話番号を入れる

届出の日付を記入

○ 年 △ 月 × 日

個人は「名称」

申請者 氏名又は名称 湯河原水道株式会社

本店の住所

住 所 足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1

代表者氏名 湯河原 太郎

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ユガワラ タロウ 湯河原 太郎	監査役 ユガワラ サブロー 湯河原 三 郎
取締役 ユガワラ イチロウ 湯河原 一 郎	
取締役 ユガワラ ハナコ 湯河原 花子	
事業の範囲	・ 給排水衛生設備工事業 ・ 冷暖房設備工事 ・ 土木建設工事の請負 定款等における目的
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

機 械 器 具 調 書

○ 年 △ 月 × 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機 械 器 具	金のこ		2	
	旋盤		1	
管の加工用の 機 械 器 具	やすり		3	
	カッター		1	
管の接合用の 機 械 器 具	パイプレンチ		1	
	スパナ		2	
水圧テスト ポンプ	○□△手動式	A B - 5 0 C	1	
4 種、各 1 台 以上ずつ				1 台以上あればよい
水道法施行規則の具体例 と同様のものあるいは同 等以上のもの		電動、エンジン付きの工具 については、作業能力また は形式を記入		

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

指定事項の変更

- 1 変更届事項 ————— 湯河原町指定給水装置工事事業者規程第7条
指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、期間内にその旨を湯河原町公営企業管理者に届け出なければならない。

*個人及び法人

- ① 氏名又は名称(法人で、(有)から(株)へ組織変更又は合名・合資会社間で組織変更した場合を含む。)
- ② 住所(本店)
- ③ 事業所の名称又は所在地(事業所の増減を含む。)
- ④ 選任されている給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

*法人のみ

- ⑤ 代表者の氏名(役員でなかった者が代表者となった場合は、役員の変更でもあるので、誓約書も添付する。)
- ⑥ 役員の氏名(役員の増減を含む。)

2 提出書類

- ①② ————

{

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
+ (水道法施行規則様式第10)
住民票の写し・・・・・・・・・・個人
定款又は寄附行為及び登記簿謄本・・・・・・・・法人
+
指定給水装置工事事業者指定票
- ③④ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ⑤ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
+ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本
- ⑥ ———— 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 + 誓約書 + 登記簿謄本

3 期日・届出先

変更のあった日から 30日以内、湯河原町水道課に提出する。

(提出時に期限内の届出かどうかを確認してください。)

廃止・休止・再開

1 廃止・休止、若しくは再開事項 —— 湯河原町指定給水装置工事事業者規程第7条
指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の事業を廃止・休止、若しくは再開したときは、湯河原町公営企業管理者に届け出なければならない。

2 提出書類

提出書類

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(水道法施行規則様式第11)
+ 湯河原町水道給水装置工事事業者証

期日・提出先

廃止、休止の日から 30 日以内に湯河原町水道課に届出
(期限内の届出かどうか確認してください。)

<廃止について>

事業を廃止した場合は、期限内に廃止の届出をしなければなりません。

※ 指定給水装置工事事業者制度では、指定の承継という扱いがないため、旧登録業者制度のもとで承継として扱っていた次の場合で、続けて指定業者として事業を行いたい者については、廃止の届出後改めて指定の申請をしなければなりません。

- ① 個人で営業している場合で、新たに法人を設立したとき(有限会社から株式会社への組織変更、合名・合資会社間の組織変更は「指定事項の変更」となり、指定の申請は必要ありません。)
- ② 他の法人と合併し、新しい法人となったとき
- ③ 個人で営業していた者が死亡し相続人等が事業を継続して行うとき

<休止について>

指定の要件を満たせなくなったとき(指定から14日以内に給水装置工事主任技術者を選任できない等)、事業を一時休止したとき等の場合には、期限内に事業の休止の届出をしなければなりません。再開の届出を出せば再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事の事業を行えます。

指定給水装置工事事業者指定申請書

湯河原町長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代 表 者 氏 名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、
同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 位 置	
上記事業所で選任されることとなる給水装 置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 位 置	
上記事業所で選任されることとなる給水装 置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道
法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該
当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

湯河原町長 様

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第 18 条関係)

機 械 器 具 調 書

年 月 日 現在				
種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

湯河原町長 様

年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 解任 の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

湯河原町長 様

年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

指定給水装置工事事業者
廃止
休止
再開
届出書

湯河原町長 様

年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の
廃止
休止
再開
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。